令和４年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

１　日　時　　令和４年１０月３１日（金）１５時００分～１７時００分

２　会　場　　千葉市役所８階　正庁

３　出席者

（１）**委　員**　中澤委員（分科会長）、田畑委員（会長職務代理者）、坂原委員、清水委員、矢澤委員、岸委員、千葉委員、堀江委員、松木委員、三浦委員、藤田委員、石井委員、吉川委員

（２）**事務局**

【こども未来局】	大野こども未来局長、石野こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	宮葉課長
【こども未来部健全育成課】	石田課長
【青少年サポートセンター】	山田所長
【こども未来部こども家庭支援課】	飯島課長
【こども未来部幼保支援課】	枡見課長、皐月幼児教育・保育政策担当課長
【こども未来部幼保運営課】	池内職員担当課長、仙田課長補佐
【東部児童相談所】	山口所長、中坂企画調整担当課長
【西部児童相談所】	桐岡所長
【教育委員会事務局学校教育部教育支援課】	宮内課長補佐
【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課】	上田放課後子ども対策担当課長

４　議　題

（１）第２期千葉市こどもプランの令和３年度進捗状況について

（２）第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて

（３）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和３年度進捗状況について

（４）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）案について

５　報告事項

（１）第２期放課後子どもプランについて

６　議事の概要

（１）第２期千葉市こどもプランの令和３年度進捗状況について

事務局から第２期千葉市こどもプランの令和３年度進捗状況について説明があり、了承として答申することを決定した。

（２）第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて

事務局から第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて説明があり、了承として答申することを決定した。

（３）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和３年度進捗状況について

事務局から千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和３年度進捗状況について説明があり、了承として答申することを決定した。

（４）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）案について

事務局から第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）案について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

（５）第２期放課後子どもプランについて

事務局から第２期放課後子どもプランについて報告があり、了承された。

７　会議経過

安藤主査：　予定の時刻となりましたので、ただいまから令和４年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきますこども企画課の安藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は、過半数の委員の皆様に御出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配布しました傍聴要領の記載事項に違反した場合は退席していただく場合がございますので、あらかじめ御注意ください。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、委員の皆様の机上に、次第、座席表、資料１－２、資料３－３を配付してございます。次第と資料１－２は差し替え資料、座席表と資料３－３は追加配付資料となっております。委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。

過不足等はございませんでしょうか。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、窓開けによる換気をさせていただいておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、大野こども未来局長より御挨拶を申し上げます。

大野こども未来局長：　皆さん、こんにちは。こども未来局長の大野でございます。本日は大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の児童福祉の充実・向上をはじめ、市政各般にわたり多大なる御支援、御協力をいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、まず、子どもや子育て家庭の支援を体系的、総合的に推進することを目的とした第２期千葉市こどもプランについて、昨年度の進捗状況と、中間見直しに係る御審議をお願いいたします。

次いで、子どもの貧困対策を推進し、子どもの未来を応援することを目的とした千葉市こども未来応援プランの昨年度の進捗状況と第２期案について、御審議をお願いしたいと存じます。

最後に、報告事項といたしまして、第２期放課後子どもプランについて、御報告をさせていただきます。

委員の皆様方にはそれぞれの専門的なお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げて、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

安藤主査：　それでは、これより議事に入らせていただきます。中澤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議題（１）第２期千葉市こどもプランの令和３年度進捗状況について

中澤会長：　よろしくお願いいたします。

それでは早速、議題（１）第２期千葉市こどもプランの令和３年度進捗状況について入りたいと思います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

宮葉課長：　こども企画課の宮葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。第２期

千葉市こどもプランの令和３年度進捗状況につきまして御説明をさせていただきます。失礼ですが、着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、資料１をお願いいたします。

初めに、委員改選後初めての千葉市こどもプランに関する議題となりますので、千葉市こどもプランの概要につきまして御説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただきまして、資料１－１、千葉市こどもプラン第２期についてを御覧ください。

まず（１）計画の概要でございます。①趣旨でございますが、今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援などを総合的に推進するために策定したものでございます。

次に、②計画の位置づけでございますが、千葉市新基本計画を上位計画とする個別部門計画として４つの計画を一体的なものとして策定したものでございます。その４つの計画でございますけれども、まず、子ども・子育て支援法に基づき策定が義務づけられ、教育・保育や様々な子ども・子育て支援について、量の見込み、提供体制の確保などを定める「子ども・子育て支援事業計画」、２つ目に、子ども・若者育成支援推進法に基づき策定が努力義務となっております「子ども・若者健全育成及び支援についての計画」、３つ目に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための支援について定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」、さらに、子どもの社会参画につきまして普及計画や推進体制の整備、施策展開やモデル事業などについて定める「こどもの参画推進計画」、これら４つの計画を一体的なものとして策定いたしまして、基本施策１、「子ども・子育て支援」をはじめとする11の基本施策で構成しております。

③計画期間でございますが、令和２年度から６年度までの５年間としており、なお、計画の中間年度に当たります今年度に社会・経済情勢の変化や過去２年間の実績を踏まえまして、令和５年度と６年度の目標事業量や取組内容などにつきまして計画の見直しを検討いたします。中間見直しに関しましては後ほど議題（２）において御説明をさせていただきます。

次に、（２）進捗管理の方法でございますが、各章における新規・拡充・見直し事業の進捗状況や事業の取組内容とともに、第１章、子ども・子育て支援にお

ける教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供につきまして、項目ごとに評価を行い、計画全体の進捗管理を行うこととしております。

続いて、（３）進捗状況の公表でございますが、本日、当分科会におきまして計画における実施状況や評価について御報告いたしました後に、御意見等をお聞きした上で、11月下旬頃に市のホームページで公表する予定でございます。

最後に、（４）社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告についてですが、当プランは255事業という非常に多くの事業で構成しておりますので、全ての事業の進捗状況について御報告をさせていただくことは時間的に難しい状況でございます。したがいまして、本日は（２）に記載してございます評価項目のうち、①の新規・拡充・見直し事業、③の教育・保育の提供、並びに④の地域子ども・子育て支援事業の提供の実施内容や目標値に対する状況等につきまして御説明をさせていただきます。なお、第１章の子ども・子育て支援事業計画の部分は、計画の進捗管理等の状況を含め、子ども・子育て会議におきまして10月28日に御審議いただいておりますことを申し添えます。

それではまず、計画全体の進捗状況の概要について御説明いたします。資料１－２、千葉市こどもプラン（第２期）令和３年度進捗状況の概要を御覧ください。

一番上の網かけの部分ですが、表の左から、計画に位置づけている基本施策、主な取組内容、令和３年度の実施状況を記載してございます。

基本施策の１、「子ども・子育て支援」の主な取組内容の１、「教育・保育の提供」から、一番下、基本施策11、「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援」の主な取組内容の２、「地域で支える環境づくり及び立ち直り支援」まで、計画に掲載している192の施策のうち、再掲を除いた評価対象の180の施策につきまして、４段階で評価をしてございます。なお、実施状況の各欄の下段に記載している括弧書きの数値については、新規・拡充・見直しの事業数を内数で記載したものでございます。

評価基準につきましては、一番下の欄外の区分を御覧ください。前倒しの実施など計画以上の成果があったものはA、おおむね計画どおり実施したものはB、遅れなど計画どおりの実施ができなかったものはC、休止や中止など未実施のものはDとしております。また、今回は該当がございませんが、中間見直しにより実施しないこととしたものなど、評価対象としないものはバーで表示することとしております。

計画全体の評価の概要でございますが、表の一番下、合計欄を御覧ください。再掲を除く180の施策のうち、ＡまたはＢが165施策と、全体の92％となっております。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、Ｃが11施策、Ｄが３施策となっております。なお、新規・拡充・見直し事業につきましては、全41施策のうち、ＡまたはＢが34施策と全体の約87％となっております。一方で、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、Ｃが６施策、Ｄが１施策となっております。

各新規・拡充・見直し事業の取組状況につきまして、全体の状況は資料１－３で整理しておりますが、本日は時間の関係もございますので、資料１－３の最後のページ、資料１－３（抜粋）と記載しております資料によりまして、令和３年度の評価をＣまたはＤとし、計画どおりに実施できなかった事業について御説明をさせていただきます。

まず、表の見方でございますが、左から、資料１－３における事業の通し番号、次に、本プランにおける基本施策ナンバーと基本施策名、次に、基本施策内での取組ナンバー、取組内容、該当事業の事業名と所管課を記載しております。その右にプラン策定時の令和元年度時点の現状、そして、網かけ部分ですが、プラン策定当初に定めた令和３年度の目標値、それに対する令和３年度の評価及び実施内容を記載してございます。また、該当事業に関連する数値や実績につきまして、一番右の参考値の欄に記載してございます。

それではまず、一番上の通し番号１番、基本施策１、「子ども・子育て支援」の事業名、「教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり」でございます。この事業は、教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりを目的としたもので、令和２年度に実施内容を検討したものを令和３年度に実施することを目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、「保育の質検討委員会」が延期になるなど、予定どおりに討議できない事情もございましたので、Ｃ評価としております。現在は、保育士支援センター等、拠点づくりに向けて、市内３短期大学にも協力を仰ぎながら検討をしているところでございます。

続きまして、通し番号２番、事業名、「「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援」でございます。この事業は、いわゆる潜在保育士等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援を目標とするもので、令和２

年度に実施内容の再検討をしたものの、令和３年度に実施することを目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を予定していた保育士・看護師復帰支援研修が中止となったことから、Ｄ評価としております。今後につきましては、より効果的な研修内容の検討を実施してまいります。

続きまして、通し番号15番、基本施策３、「子どもの社会参画の推進」の事業名、「こどものまちＣＢＴ」でございます。この事業は、子どもたちが主体となって企画運営するこどものまちをつくり、疑似社会体験を通して社会の仕組みや社会参画の意義を学ぶことを目的としたもので、５区で開催を目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、中央区での１区の実施にとどまったため、Ｃ評価としております。今後につきましては、オンラインでの開催も含め、実施個所数を増やせるよう、必要に応じ情報提供などの支援を行ってまいります。

続きまして、通し番号17番、事業名、「こども・若者サミット」でございます。この事業は、子どもや若者の社会参画につきまして取組事例を発信することにより、一層の周知・啓発を図ることなどを目的としたもので、拡充実施を目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、拡充について検討できる状況ではなかったため、Ｃ評価としております。なお、コロナ禍を踏まえまして、他自治体を招いての実施が困難な場面が想定されることから、本市単独事業として、こども・若者フォーラムを開催し、ホームページで動画配信を行っております。今後につきましては、様々な状況を踏まえ、事業の在り方についても検討をしてまいります。

続きまして、通し番号25番、基本施策６、「子ども・若者の居場所づくり」の事業名、「放課後子ども教室と子どもルームの連携」でございます。この事業は、希望する全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームと必要な連携を図ることを目的としたもので、95校での実施を目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を見送る学校が多く、活動した60校中45校での実施にとどまったため、Ｃ評価としております。今後につきましても、全校で連携して実施できるよう支援してまいります。

続きまして、通し番号28番、事業名、「子どもの居場所のネットワーク化推進」でございます。この事業は、地域において子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化によりまして、情報共有と連携強化を図ることを目的としたもので、

参加団体35団体を目標としていたところですが、子どもの居場所事業者等を対象に連絡会議を開催し、情報共有を図ったものの、延べ27団体の参加にとどまったことから、Ｃ評価としております。今後につきましては、新規登録団体の増加のための周知を実施しつつ、連絡会議等を継続するなど、ネットワーク化の推進に努めてまいります。

最後に、通し番号35番、基本施策８、「児童虐待防止対策の充実」の事業名、「一時保護環境の改善・体制強化」でございます。この事業は、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用いたしまして、一時保護所の在所日数を短縮することを目的としたもので、一時保護児童１人当たりの平均在所日数33日を目標としていたところでございますけれども、児童養護施設等の慢性的な定員超過や、虐待等の処遇困難事案の増加によりまして、一時保護期間が長期化したことから、平均在所日数が61日となり、Ｃ評価としております。今後につきましては、援助方針を決定するためのカンファレンスの標準化や、速やかな施設入所に向けた調整会議を県内児相及び児童養護施設等と開催し、検討をしてまいります。

新規・拡充・見直し事業の進捗状況に関する説明は以上でございます。

続きまして、教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の提供について御説明をいたします。まず、資料１－５、教育・保育の提供を御覧ください。こちらと、次に御説明いたします地域子ども・子育て支援事業の提供につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく事業計画といたしまして、子ども・子育て支援施策の計画的な提供体制の確保を図るために定めているものでございます。

初めに、教育・保育の提供といたしまして、保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行、認可外保育施設の認可化などの状況を御説明いたします。表の見方でございますが、大きく左と右に表が分かれております。一番上、網かけの部分でございますが、左側の表に、計画策定当初の見込みを、右側に実施状況と確保内容を記載してございます。

まず、左側の計画策定当初の見込みでございますが、左から３つ目、量の見込みの単位は、平成30年に実施いたしましたニーズ調査の結果を踏まえまして、各年度の認定区分に応じた４月１日時点の量の見込みを人数で示しております。これは例えば、現在は就労をしていない保護者が今後希望どおりに就労した場合、

認定区分ごとに生じる潜在的な需要を含んだものとなっており、これに対しまして、その右の確保方策の欄には、量の見込みに対応した教育・保育を提供するための受皿を確保するために必要な各年度の４月１日の認定区分に応じた施設等の定員数を示しております。こちらにつきましては、新制度に基づく事業計画といたしまして、こどもプランの本編第１章に掲載しているものでございます。

次に、この計画数値に対しまして受皿をどう確保したのかを右の表に実施状況と確保内容として記載してございます。令和３年度の実施状況でございますが、令和４年４月１日に向けた整備実績となりますので、表の中ほどの網かけの下の部分、令和４年度の実施状況の欄を御覧ください

実施状況の欄に記載しているのが４月１日時点の各認定区分における確保量、そして確保内容の欄にはどのような整備内容により受皿を確保したのかを記載してございます。確保内容の内訳でございますが、既存保育所の定員変更や分園設置により保育所の定員増が５園、認定こども園の定員増が３園、小規模保育事業の定員増が１園、その右、事業所内保育事業における地域枠の設定が１園、その他新設などによりまして、合計15園で、保育の必要な２号及び３号の定員について、利用定員ベースで508人分の整備を実施いたしまして、３年連続待機児童ゼロを達成いたしております。

実施状況の一番右に見込みと実績の差という欄がございますが、目標としておりました確保方策の合計数に対しまして、実際には定員数で計956人分不足という結果となっております。主な理由といたしましては、整備地域の設定に当たりまして、令和４年４月の入所児童数の状況などから直近の需要を改めて推計いたしまして、需要が極めて高い地域に限定したことなどが挙げられます。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響など、保育事業の推移をこれまで以上に見極めまして、引き続き既存施設を最大限活用し、必要な数の施設整備を行うことで、待機児童ゼロの計画を目指してまいります。

教育・保育の提供につきましては、以上でございます。

次に、１枚おめくりいただきまして、資料１－６、地域子ども・子育て支援事業の提供を御覧ください。

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭への多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業でございますが、全部で13事業ございますので、本日は時間の関係もあることから、主な事業といたしまして、

左上の番号①放課後児童クラブ、本市では子どもルームという事業名を使用しておりますが、この事業につきまして御説明をさせていただきます。表のつくりや数値の内容は異なりますが、量の見込み、確保方策についての考え方は、先ほどの教育・保育の提供と同様でございます。

網かけしております令和３年度の欄を御覧ください。実施内容ですが、令和３年度に６か所新設いたしまして、低学年向け125か所、高学年向け42か所、計167か所を開設しております。また、平成30年度から開始いたしました社会福祉協議会以外の民間事業者への委託を拡充しておりまして、12か所拡大し、累計36か所としております。確保量につきましては、二重線で囲んでいる全市欄に記載のとおり、低学年で当初見込み１万434人に対しまして、実績は、2,254人少ない8,180人となっております。また、高学年では、2,489人の見込みに対しまして、803人少ない1,686人を受け入れております。子どもルームの新設、民間事業者への委託替えの実施に伴い、待機児童は減少傾向にございます。今後におきましても引き続き子どもルームの適正配置により待機児童の解消を目指してまいります。

地域子ども・子育て支援事業の提供につきましては、以上でございます。

本日御説明した事業以外の取組状況につきましては、資料１－４に整理しております。本日は時間の関係で御説明できませんが、資料１－２で御説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症による影響はあるものの、第２期こどもプランはおおむね計画どおりに進捗が図れているものと考えております。しかしながら、様々な事情によりまして、設定した目標に達していない事業もあるほか、子ども・子育てに関する新たな社会的課題に適切に対応するため、今後も引き続き、各種事業の着実な前進に努めてまいりたいと考えております。

千葉市こどもプランの令和３年度進捗状況につきましての説明は以上でございますが、短い時間の中での説明であるため、御不明な点も多々あろうかと存じます。この会議後におきましても、お時間があるときに資料にお目通しいただきまして、お気づきの点などがございましたら、資料１－７のご意見用紙などをお送りいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。施策数が多くある中で、Ａ評価とＢ評価がかなり多くあ

りましたが、とにかく安心を一層求めるということから、あとはC評価とD評価のところですね。コロナが原因というのもあったのですが、それは致し方ないことかなという気はいたしつつも、例えば一番最後の35番とか、一時保護に関するものは、コロナと関係なくやっぱり必要なものであり、整えるというところが足りないということが透けて見えてしまった。ただ実際に一時保護の増加というところは、この原因のところはなかなか手を打ち込むことはできないのかもしれませんけれども、それに対する対応を少しでも、子どもたちが安心して過ごせる場をつくる必要があるかなというふうに思います。

こういう取組があるということですが、よろしいでしょうかね。

あと、随分頑張っていただいたなという印象を持っております。コロナが落ち着けばまた次の段階に進めるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議題（２）第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて

中澤会長：　それでは、議題の（２）第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて、事務局から御説明をお願いいたします。

宮葉課長：　こども企画課でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。第２期千葉市こどもプランの中間見直しにつきまして御説明を申し上げます。

資料２－１をお願いいたします。

１の概要でございますが、千葉市こどもプランにつきましては、毎年度、目標事業量や取組内容を点検・評価するとともに、計画の中間年度を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしております。今年度は、第２期プランの中間年度に当たることによりまして、目標事業量や取組内容等につきまして、見直しの必要性を検討することとしております。

次に、プラン見直しの考え方の案でございますが、（１）第１章の子ども・子育て支援事業計画につきましては、策定義務のある計画でございまして、中間見直しにつきましても、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づきまして、内閣府より中間見直しのための考え方が示されております。中間見直し

の検討に当たりましては、国が示す見直しが必要となる基準に準拠するほか、ページの下段の表の見直しの基準を基に見直しの必要性を検討してまいります。

また、（２）第２章以降の子ども・若者健全育成及び支援についての計画、ひとり親家庭自立支援計画、こどもの参画推進計画等につきましては、策定が努力義務または任意の計画でございますので、下段の表の見直しの基準を基にその必要性を検討してまいります。

見直しの基準でございますが、表に記載のとおり、①の他の計画との整合性を図る必要がある場合や、②の制度改正があった場合、③の事業ごとの国等の数値などに基づいて見直しを図る必要がある場合には、基本的には見直しを行うほか、④の社会・経済情勢の変化や、⑤の人口推計の見直しなどによりまして、必要に応じて見直しを検討してまいります。

裏面をお願いいたします。

最後に、今後の予定でございますが、本日、当分科会におきまして、中間見直しの基準につきまして御意見をいただいた後に、作業を進めまして、来年３月に当分科会及び子ども・子育て会議で中間見直し最終案について御意見をいただく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。一応、先ほどの基準に基づいて今年度末ということですかね。よろしいでしょうか。

それでは、議題（２）に関しましては、事務局案のとおり決定することにさせていただきます。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　すみません、先ほどの議題（１）に関しても事務局案のとおり決定するという最終的な結論を出しておりませんでした。申し訳ありません。

先ほどの議題（１）に戻りますけれども、議題（１）に関して、事務局案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

議題（３）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和３年度進捗状況について

中澤会長：　それでは、議題（３）に移りたいと思います。千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和３年度進捗状況について、事務局から御説明をいただきたいと思います。お願いします。

飯島課長：　こども家庭支援課の飯島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは千葉市こども未来応援プランの令和３年度進捗状況について御説明をいたします。失礼して着座にて説明をさせていただきます。

資料３－１をお願いいたします。千葉市こども未来応援プランの令和３年度進捗状況についてでございます。表紙をおめくりいただきまして、１ページ、令和３年度の進捗状況についてを御覧ください。

まず、１の計画の概要でございます。（１）の趣旨につきましては、策定当時、全国の子どもの約６人に１人、最新の調査では約７人に１人が相対的貧困の状態にあり、本市におきましても、生活保護などの支援制度の利用児童が約13人に１人いる状況から、子どもの貧困対策に関する基本理念や基本目標を定め、施策を体系的に整備し、総合的に推進するために策定したものでございます。

次に、２の計画の位置づけについてでございますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律や大綱の趣旨を踏まえ、千葉市新基本計画を上位計画とした個別部門計画として策定したものであり、千葉市こどもプランなど、個別計画における課題等を反映させております。

次に、（３）の計画期間でございますが、平成29年度から令和４年度までの６年間としております。計画策定時には、平成29年度から令和３年度までの５年間としておりましたが、千葉市新基本計画の次期計画が令和５年度からの開始となったことに伴い、計画期間を１年延長することといたしました。これは次期計画においても、上位計画に即した内容とするため、開始年度を合わせて策定ものするものでございます。なお、次期計画は、令和５年度から９年度までの５年間の予定でございます。

次に、２の進捗管理の方法でございますが、後ほど御説明をいたします、計画事業における取組状況の評価と数値目標における達成状況の確認により進捗の管理を行っていくこととしております。

次に、３の進捗状況の公表でございますが、まず、（１）の公表方法につきましては、この社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、毎年度、計画の実施

状況や評価について報告を行い、御意見をお伺いすることとしております。（２）のスケジュールにつきましては、本日の御報告の後、11月中旬にホームページで公表をする予定となっております。

次に、２ページをお願いいたします。

４の計画事業の取組状況でございますが、（１）令和３年度計画事業の取組状況につきましては、４つの基本目標ごとに、それぞれ事業所管の令和３年度における取組の状況に対する評価を表でまとめております。評価基準につきましては、欄外の※印に記載がありますとおり、Ａが、計画以上の成果があった、Ｂが、おおむね計画どおり実施した、Ｃが、計画どおり実施できなかった、Ｄが、未実施としております。

次に、その下の（２）計画事業達成率の推移につきましては、表の中のＡとＢの評価を合わせたＡＢ計の欄に記載しております。令和２年度は、新型コロナウイルスの流行により、当初の計画を変更した事業も多く、ＡＢ計が88.6％と低下いたしましたが、令和３年度は工夫をして計画どおりに実施できた事業も幾つかあり、93.7％に持ち直しております。なお、令和３年度はＤ評価はございませんでした。詳細につきましては、Ａ３判横長の資料で、右上に資料３－２と記された、標題に「「千葉市こども未来応援プラン」進行管理対象事業一覧表」と記載された表がございますので御覧ください。

一番左側の列が、全体の通し番号となっておりまして、再掲分を含む全体で177番まで記番しております。各事業の詳細につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、Ｃ評価となったものの例といたしまして、例えば13番、教職員研修事業、こちらは研修により教職員の資質向上を図るものでありますが、まんえん防止等重点措置により、予定していた研修等が中止になっております。Ｃ評価となっております事業は、このように新型コロナの感染拡大により予定どおり実施できなかったものが大半となっております。

また、Ａ評価となったものの例といたしましては、ナンバー58を御覧ください。こちらは学校外教育バウチャーですが、こちらは令和４年度から対象をひとり親の生活保護世帯に拡充をしているところですが、令和３年度におきましては、助成決定者が例年に比べ大幅に増えています。理由といたしましては、コロナ禍で臨時休校などあったことにより、むしろ学びや体験のニーズが高まったことに加えまして、外出をしないで通信講座でも利用できる利便性が利用者数の増加につ

ながったものと分析しております。

それでは、恐れ入りますが、先ほど御覧いただいておりました資料の３－１、Ａ４判の資料にお戻りください。３ページをお願いいたします。５番の数値目標の達成状況を説明させていただきます。

本計画では数値目標を２つ設置しており、１つ目は、学校以外での１日当たりの学習時間でございます。計画達成時の評価には、生活保護等の支援制度の対象児童について、小学６年生で１時間以上が34.5％、中学３年生で２時間以上が20.3％でしたが、これを計画の最終年度である令和４年度には、本市の全児童平均と同等に近づいているものでございます。

下の表は、令和２年度に行ったアンケート調査の結果から、最新の数値を示したもので、小学６年生が27.2％、中学３年生が39.5％という結果になっています。

計画策定時の平成28年度においては、支援制度の対象児童のみにアンケート調査を行ったため、本市全児童平均の数値は全国学力・学習状況調査における同じ設問の回答から算出しています。

一方で、令和２年度につきましては、新型コロナの感染拡大防止に伴う全国学力・学習状況調査が中止となったことから、支援対象児童と同時に行った一般世帯児童へのアンケート調査の数値と比較をしております。

計画策定時と令和２年度の本市全児童平均との差を比較しますと、小学６年生が25.7ポイントから11.7ポイントに、中学３年生が17.1ポイントから8.1ポイントに縮小しており、この５年間の取組に一定の効果があったものと考えております。

したがいまして、第１回の本分科会でもお伝えいたしましたとおり、学習への支援は継続しつつも、この数値目標につきましては、次期計画には示さず、本計画で終了させていただきます。

続いて、４ページ、お願いいたします。

進学率でございます。こちらは毎年度集計を行っており、上段の表は、計画策定時の平成27年度の数値です。中段の表は令和３年度の数値、下段の表は令和４年度の数値となっております。

今回は中段の表、令和３年度数値の表について御説明をいたします。

一番左側の部分に記載がございます高等学校進学率及び高校卒業後進学率の令和４年度目標は、一番右の列に記載がありますとおり、生活保護世帯児童及び児童養護施設等児童の数値を本市全児童平均に近づけるというものでございます。

網かけの場所となりますが、令和３年度における高等学校進学率の全児童平均が99.3％であるのに対し、生活保護世帯児童が88.7％、児童養護施設等児童が94.7％となっています。また、高校卒業後進学率につきましては、全児童平均が85.5％であるのに対し、生活保護世帯児童は33.3％、児童養護施設等児童が42.9％となっております。

さらに、一番下の行の高校卒業後（進学率＋就職率）につきましては、100％に近づけることとしており、令和３年度は、生活保護世帯児童は73.5％、児童養護施設等児童が71.4％となっております。残念ながら進学率につきましては、上の段の表に記載がございます計画策定時と比較いたしますと、一部の項目で、全児童平均との差が大きくなってしまっており、特に、生活保護世帯児童に大学等の進学率が8.8％と、計画策定以降最低となってしまっております。これも新型コロナの影響がありまして、大学進学よりも手に職を付けられる専修学校等を希望する世帯が多かったのではないかと推測しておりますが、これだけ見ると、本市の生活保護世帯の進学率は悪化しているのではないかと御心配いただく方もいらっしゃるかと思います。

そこで参考までに一番下に、令和４年度の数値を１年前倒しして掲載させていただいています。国の評価結果がまだ公表されていないため、本市全児童平均より右側の数値は令和３年度を上回るようにございますが、生活保護世帯児童の大学等進学率は22.8％と、計画策定以降最高の初めて20％を超える数値となっています。このことにより、進学率が低下する傾向にあるわけではないことは御確認いただけたかと思いますが、今後も引き続いて、推移を注視するとともに、各事業を鋭意推進していくことが重要であるかと考えております。

つきましては、進学率につきましては、第２期計画におきましても、引き続いて数値目標として設定し、結果は当分科会において御報告をさせていただきたいと思います。

千葉市こども未来応援プランの令和３年度の進捗状況についての説明は以上でございますが、短い時間の中での説明だったため、御不明な点もあろうかと存じます。この会議後におきましても、資料にお目通しをいただきまして、お気づきの点などございましたら、資料３－３のご意見用紙を御送付いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございます。何か御質問などございますでしょうか。

岸委員、お願いいたします。

岸委員：　ちょっと意地悪な質問をします。進学率の話についてですが、高校進学、大学進学の数値を出してくださってありがたいと思うんですが、御説明の趣旨などを聞いている限り、高校に進学することがいいことで、進学しないことが悪いことであり、大学に進学するほうがいいことで、大学に進学しないよりはしたほうがいいというように聞こえるのですが、お子さんの中には、自分の意思で進学をしないということも選択する可能性もあるわけです。それは何も貧困家庭だけに限った話ではないので、僕は、貧困が理由で進学ができないのかどうかということをやはりきちんと把握する必要があるということと、以前にもお願いしたように、進学しなかった人の就職率というのは一体どうなのかということ、この２つを調査していかないと、やはり、若者の健全育成ということを考えていく上で、中卒でもきちんと意欲を持って就職できる環境を整えていけば市として問題がないのかどうかということ等、ある程度広い視野で見ていくことは必要じゃないかと思っています。

ですから、単純に高校進学率が88.7から93.6になった、ああよかったということなのかどうかというのは、少し精査できたらいいなと思っております。実際、今日は中学の先生もいらしているので、何も貧困家庭だけじゃなくて、高校進学を選ばない子は今、あまりいないかもしれないけれども、上に行くという主体的な意思を持って行かない人もいらっしゃると思うんですね。そのあたりのことは少し考慮いただき、言葉尻を捉えているみたいで申し訳ないけれども、もう少し実態を捉えていただけると、もっとフォローしやすいのではないかと考えます。お金がかかることだからあんまり言えないのですが、もしそれが本当に進学をさせること、そして進学を願っているけれども貧困で進学ができないとすれば、やはり県には２部制の高校が今でも残っているのですから、市立の２つの高校、どちらかでも２部制にする方向性だって可能なはずです。もちろん多額のお金がかかるでしょうから簡単には言えないと思いますが、そういうビジョンを持つぐらいのことを言うぐらいは言ってもいいんじゃないかという思いもありますので、ちょっと意地悪な言い方で申し訳ないけれども、発言させていただきました。

中澤会長：　ありがとうございます。事務局お願いします。

飯島課長：　こども家庭支援課です。御意見ありがとうございました。確かに今回目標にして高校の進学率等を挙げさせていただいたのですが、お子さん御自身も、そうい

った目標や、どういった道に進むか等の見方からしますと、やはり、お勤めになったりして、手に職をつけてというようなことを目指している方もいますので、そういった点を考慮しながら考えていかないといけないと考えております。

ありがとうございました。

中澤会長：　ありがとうございます。何かございますか。こういう形だと、やはり表れてくる数字だけしかどうしてもまとめられないし、読み取れないかもしれないんですけれども、やはり、一人一人の生徒さんたちがどういうふうに考えたのかなというのは、この様に表していかないと分からないのかもしれないんですけれども、様々な機会を捉えてそういうリアルな姿をピックアップするという努力も必要なのではないかと、お話を聞いて考えました。何かの検討をして、法改正まで言ってないのかもしれませんけれども、リアルな姿を少しでもピックアップしていただきたいなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

松木委員、お願いいたします。

松木委員：　岸委員と同じでちょっと意地悪な質問かもしれないんですけれども、１点目が、去年の分科会で中卒の人の就職支援についても議論してくださいという話があったと思うんですけれども、その点について全く触れられていないことは何か進捗があったかどうかについて。２つ目に、個人的には中卒よりも高卒、高卒よりも大卒のほうが平均年収が上がることを考えると、１つの事案としてはいいと思っているのですが、分母がないので、高校をちゃんと卒業できたのか、ドロップアウトの人たちをどの様にフォローしているのかについてのデータが全くないので、その関連ページが卒業者の分母だとすると、ドロップアウトした人たちは全くフォローしていないことになると思うので、その辺の検討はあったのか。以上２点について御確認したいです。

中澤会長：　２点ほどですね。中卒の人の就職支援、それから、入学はあったけれども卒業しているのかというところですね。事務局お願いします。

飯島課長：　こども家庭支援課です。すみません、ドロップアウトした人の母数というのは、把握できておりません。

松木委員：　もっと少なくなるということですね。

中澤会長：　中卒の人の就職支援というのはどうかと。

飯島課長：　例えば、ひとり親家庭で、高卒の資格を取っていない方に対してそういった制

度はあるんですが、広い意味で、中学校を卒業したけれども、その後高校へ行けなかった方に対して特化した支援というのは、特に行っておりません。

松木委員：　現時点で行っていないことが問題ではなくて、去年の分科会で提示された話について議論がされたかどうかという点を確認したいです。

飯島課長：　すみません、議論には至っていないところです。

松木委員：　そうすると、分科会の提案が全く無視されたという形になると思うのですが、いかがでしょうか。

飯島課長：　そこのところは今後改めて検討をしてまいりたいと思います。

松木委員：　では、よろしくお願いします。

中澤会長：　ありがとうございます。差し当たり今回は２点、改めて去年に引き続いて、中学を卒業した人の就職率、それから新たに入学後のドロップアウトというのをどうフォローするのかということ。現実的にかなり深刻な問題だと考えます。我々の大学でもそういう方は入ってきますし、その多くは卒業が、そこまで至らないという方も散見されますので、そこら辺のサポートですよね。どういったことができるのか私もよく分かりませんが、何か工夫ができたらいいという思いはあります。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題（３）に関しては、事務局案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

議題（４）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）案について

中澤会長：　それでは続きまして、議題（４）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）案について、事務局から説明をお願いいたします。

飯島課長：　こども家庭支援課でございます。引き続いてよろしくお願いいたします。第２期千葉市こども未来応援プラン案についてでございます。資料４をお願いいたします。

次期計画につきましては、一部、国の調査がそろわないなど、保留となっている点もございますが、第１回分科会で御審議をいただきまして、おおむね計画と

しての形態は整っています。本日は、時間も限られますことから、概要版の資料を用いて説明をさせていただきます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして１ページ目、計画策定に当たってというページを御覧ください。まず、１の計画策定の趣旨でございますが、先ほど議題（３）で御説明をいたしましたとおり、第１期計画は、子どもの未来を応援していくための各支援施策を体系的に整備し、総合的に推進するため、平成29年３月に策定されました。その後、令和元年に法改正があり、同年に新たな大綱が閣議決定されました。令和２年度以降は新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、内閣府の調査でも、貧困家庭ほど収入面の影響が多いとされ、今後も生活や仕事等への影響が懸念されるところです。これらの状況を踏まえまして、本市の子どもたちが家庭の環境や経済的な状況によらず、夢や希望を持って成長をしていけるよう、第１期計画における取組を継承しつつ、第２期計画を策定するものでございます。

次に、２の計画の位置づけと他計画との関係でございます。国の法律や大綱の趣旨を踏まえながら、令和５年度から開始する千葉市基本計画を上位計画とし、千葉市こどもプランなどの各個別計画と連携しながら、子どもの未来を応援するための今後の取組を示すものとなります。

次に、３の計画の期間でございますが、第２期計画は、令和５年度から令和９年度までの５か年といたしまして、必要に応じて見直しを図ることになります。

それでは、１枚おめくりいただきまして、２ページ目、本市における子どもの貧困の状況というページを御覧ください。１の全国の子どもの貧困の状況でございますが、日本の相対的貧困率は全体で15.4％、子どもでは13.5％と、第１期計画策定時よりは改善したものの、いまだに７人に１人の子どもが貧困の状態にあるといえます。また、ひとり親世帯になりますと、相対的貧困率は48.1％と、非常に高い水準になります。

続いて、３ページ目、計画の基本的な考え方について説明をいたします。まず、１の基本理念でございますが、第１期計画を継承するため、大きくは変更しないものの、法律改正に合わせまして、子どもの将来のみならず、現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現といたしました。基本目標も、第１期計画と同様に、教育、生活、就労、連携の４つを柱とし、「こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」」の実現を目指すとなります。

それでは、１枚おめくりいただきまして４ページ目、２の施策体系表でございます。体系としては、国の大綱に基づく施策体系を基本として、４つの基本目標と11の取組の視点で構成をしております。そこからさらに細分化いたしまして、計画本編では、この右側のページに本市の各施策が網羅される形となります。

５ページ目をおめくりください。まず、１の推進体制でございますが、平成28年度より庁内の関係各課から成る千葉市子どもの貧困対策推進協議会を設置いたしまして、子どもの貧困対策に関する総合的な企画や連絡調整を行うこととしております。今年度も６月と８月の２回開催いたしまして、第１期計画の進捗状況及び第２期計画案について協議を行ったところでございます。

次に、２の計画の進行管理でございます。計画の進捗状況を確認するため、先ほど３でお示ししましたとおり、毎年度、庁内各課の計画事業の取組状況を調査し、公表しております。

次に、３の数値目標でございます。下欄の指標の中から特に重点的に取り組むものについて個別に目標を設置し、公表をしていきます。第２期計画も２つの数値目標を設定しておりまして、１つは、第１期計画の数値目標としておりました進学率でございます。こちらは議題（３）でも御説明いたしましたとおり、国の学校基本調査の結果がまだ公表されておりませんことから、本市全児童平均より右の数値については令和元年度のままとなっております。ただ児童養護施設等児童について、最上段、高等学校等進学率、及び、最下段、高校卒業後が既に100％を達成している状況になるわけですが、これは母数となる児童数が非常に少ないためであり、今後もこの水準を維持するため、支援を行ってまいります。

続いて、もう一つの数値目標は、スクールソーシャルワーカーの対応件数でございます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、昨年度開催された本分科会でも、教育と福祉をつなげる役割として拡充を期待される御発言を多くいただいております。また、市といたしましても、学校をプラットフォームとしつつも、学校教育に限定されず、家庭の支援へも言及しているスクールソーシャルワーカーは、第２期計画の基本目標であり、教育、生活、連携強化にまたがって活躍できる重要な役割を担うものと考えております。本計画では、令和９年度に300件の対応を目標とし、事業を拡充してまいります。

それでは、１枚おめくりいただきまして６ページ目、施策の展開を御覧ください。ここでは、基本目標に沿った各施策の展開について説明いたしますが、全て

の事業を説明いたしますと膨大な量になりますことから、今回は、１期目の計画に掲載ができなかった新規事業あるいは拡充事業を中心に掲載をしています。

１の教育の支援でございます。まず１つ目としまして、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開ということで、ここではＩＣＴを活用した授業等により学校教育の充実を図るとともに、ライトポートによる不登校対策やＳＮＳを活用した教育相談等について、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の位置づけを図ってまいります。

２つ目、教育の機会均等の推進でございます。まずは全ての子どもが安心して必要な対応をしていく保育・教育の機会に助成金を支給することと、幼稚園・保育所・認定こども園について、保護者負担感の軽減を図り、また、こちらは第１回分科会でも、注意をするよう委員の皆様方から御指摘をいただいたところですが、幼保小連携及び子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校における連携を引き続いて推進するとなっております。

また、新しいところといたしましては、下から２番目、令和５年４月より公立夜間中学を開設し、十分に義務教育を受けられなかった方の学び直しなど、学習機会の確保に努めるほか、一番下では、令和２年度より、生活保護世帯における大学等への進学準備給付金の支給が開始され、自立に向けた支援に努めていくとなっています。

７ページをお願いいたします。２の生活の安定に資する切れ目のない支援でございます。１つ目として、保護者の生活支援ということで、ここでは各子育て施設の充実により、子育てする家庭の相談や交流の場を提供することで保護者が社会的孤立を深め深刻な状況に陥ることがないよう支援をするものでございます。また、就労にも及んでおり、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応し、保育所等の整備や、小学生に関しての子どもルームやアフタースクールなど、放課後児童クラブの運営を引き続いて行ってまいります。

また、新しいところといたしましては、表の一番下にございます令和３年度より自立支援プログラムによる支援を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方に対しまして、家賃の支払を支援していくこと、ひとり親家庭住宅支援資金の貸付けが開始されております。

続いて、２つ目としまして、子どもの生活支援ということで、上から２つ目の子どもナビゲーターを御覧ください。複合的な課題を抱える生活困窮世帯の子どもに対し、生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談などを行う子どもナビゲーターを全区に配置し、支援を行ってまいります。

また、その下ですが、子どもが地域社会で健やかに育まれるよう、どこでもこどもカフェやプレーパークなど、子どもの居場所づくりの推進を図ります。

次のページを御覧ください。（３）子どもの就労支援でございます。表の一番上に記載がございますひとり親家庭の子どもに対し、就労が有利になるための高校卒業程度認定資格講座の受講費を支給し、負担の軽減を図ることで、学び直しと就業支援を促進します。また、今後ハローワークとも引き続いて連携をいたしまして、一層、就労支援に努めてまいります。

９ページ目をお願いいたします。３、職業生活の安定と向上に資する就労の支援でございます。（１）番、保護者の就労支援ということで、令和２年度に実施した実態調査では、貧困の状況にある家庭において、保護者の正規雇用の割合が低いという傾向がありました。記載にありますとおり、各給付金等により、就職に有利な資格取得を支援するほか、ひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し､ハローワークと緊密に連携してきめ細やかな支援を行うとともに、策定後の状況をフォローすることで自立支援を図ってまいります。

（２）番の経済的な支援でございます。こちらの事業は、第１期計画策定時にはなかった事業でございます。一番上ですが、市立の小中学校におきまして、第３子以降の給食費が無償化されています。また、２番目以降ですが、ひとり親家庭の経済基盤の安定のために、養育費の確保は非常に重要と考えており、講習会や法律相談の実施に加え、調停費用や公正証書作成に向け、さらに養育費保証契約の保証料の助成を行ってまいります。

10ページ目をお願いいたします。４、子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化でございます。１つ目といたしまして、連携体制の強化ということで、学校や生活、地域段階やＮＰＯなど、引き続いて各機関との連携に努めてまいります。また、困難な状況にある家庭につきましては、個々のニーズや家庭の状況に応じた最善の方法で課題解決が図られることが重要と考えており、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、実情把握、情報提供、相談対応等を行い、適切な支援につなげていくことで、妊娠から子どもの社会的自立に至るまでの包括

的・継続的な支援につなげてまいります。

２番目、支援人材の育成でございます。保育士、幼稚園教諭、学校の教職員に加えまして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等の子どもの貧困対策に関して理解を深め、資質の向上を図るための研修の実施を推進いたします。また、どこでもこどもカフェなど、子どもたちの居場所において安全・安心な見守りができ、小さなＳＯＳに気がつくことができる市民ボランティアを養成する講座を開催いたします。

３つ目といたしまして、社会全体での子どもの支援ということでございます。社会全体で子どもを支援し、様々な支援制度の利用促進を図るため、地方公共団体、民間企業、団体等でネットワークを構築し、官公民の連携・支援体制の推進を行ってまいります。また、情報提供につきましては、積極的に実施することはもちろんといたしまして、例えば、先ほど説明いたしました養育費に関する支援については、戸籍関係窓口でも案内を配布するなど、当事者に沿った周知に努めてまいります。

最後に、（４）子どもの貧困対策に関する情報の収集ですが、国や自治体などの情報収集に努め、本市の実情に合った施策の企画・立案を行ってまいります。

第２期千葉市こども未来応援プラン案についての説明は以上となります。

最後に、今後のスケジュールですが、本日の御意見を踏まえまして、また、令和５年度に向けた予算の状況等も鑑みた上、来年１月にパブリックコメントを実施し、３月には計画を策定したいと考えておりまして、最終の報告は次回当分科会においてさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。大変多岐にわたっておりますけれども、何か御意見、御感想等ありますでしょうか。

坂原委員、お願いします。

坂原委員：　坂原です。御説明いただきありがとうございます。私のほうからは、今の資料の２ページの施策の展開の１、教育の支援に関するところでまずは御質問させていただきたいんですが、今回、この議題（１）のところで、児童虐待防止対策の充実の、一時保護体制の充実というところで、お子さんの一時保護期間が現在61日間という数値の御説明をいただいたんですけれども、私、この保護期間中は学校に通えなくなるケースというのを耳にしたことがあります。これは御質問なん

ですけれども、まず、現時点において、保護されたお子さんの保護期間中の教育というのがどのようになされているのかというところをお伺いできますでしょうか。

中澤会長：　事務局お願いします。

山口所長：　東部児童相談所でございます。御質問ありがとうございます。一時保護をしたお子さんですけれども、保護委託という形で、例えば高校生のお子さんの中で委託しているお子さんについては、元々所属している学校に通っています。また、多くの時間を保護所内で生活をしているお子さんにつきましては、平日について、午前・午後と、学習の時間を設けておりまして、学齢児の中で、小学校の低学年と高学年以上の男女ということで、３つのグループに分けまして、保護所職員の教員や、教員ＯＢの法人さんに、毎日３人ずつ派遣で来ていただいて、午前中は学習を見ていただいているような状況でございます。どうしても、できる学習等が限られているところはございますけれども、その都度、教育委員会にも御協力をいただいて、いろいろと学校のテストがあったら持ってきていただくとか、できるだけ学校での授業に遅れることの不安などを持たないような形で学習を行っております。

以上でございます。

坂原委員：　ありがとうございます。既に保護所のほうも学習支援を実施いただいているということで承知しました。

一方で、お子さんによっては委託先の里親さんに、学校に通えなかったとか、不満だったというようなことを打ち明けるケースもあると伺っております。十分に教育を実施いただいているとは思うんですが、お子さんによってはそういった形で学校に通えなかったというところに不満を感じるケースもあるようですので、ぜひ、そういった子どもに対する何かしらの処置や対応、より一層の教育環境の整備というところを、今後もお願いできればと思います。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。

千葉委員、お願いします。

千葉委員：　千葉です。質問というか意見なんのですが、今ここに記載されていることは受け皿という部分がすごく多いのですが、私が、実際に感じるところは、受け皿に入ってこられない人たちへの支援をどの様に展開していったらいいのかという感

想が多くて、前回も発言させていただいたんですけれども、プライドによって、言いたくても言えない親御さんがいて、それで子どももお母さんが言わないから自分も言わないという現状が絶対あると思います。今、無戸籍の問題もあり、インターネットによれば、千葉県では2021年に53人無戸籍者がいたという話ですが、千葉市では何人くらいいるんでしょう。

それが１つと、ひとり親、無戸籍については、離婚後300日の問題が未だにあって、どこに戸籍を入れていいか分からないというようなこともあるし、例えば私が所属する子育て支援センター、皆さんのいる小学校、保育園へ、来る子は幾らでもサポートをできるのですが、来ない子をどの様に発掘していったらいいのかと、その辺の施策について、せっかくこれから５年間あるので、そこをやっぱり見落としてはならないし、ぜひ、そこは個人的には、そういう名目で入れていただきたいと思います。

発掘という言い方はいけないですね。何と言うか分からないんですけれども、この４番の子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化のところに多分それは含まれていると思います。よく読み取ることが出来ればですが、しかし、隠れてしまうと思います。なので、私個人としては、ちゃんと子どもの小さなＳＯＳに気付いたときに、しっかりとそれをサポートする体制がちゃんと千葉市はここにあるんだよということを、しかも、それを周りの大人がどんなふうに気付いて、体系化して支援につなげていくかということが、私はとても大事だと思うので、これは読ませていただいて、受け皿いっぱいあるなと思いました。私はにこにこ支援センターでこんな支援があるよというのを、困っているなと思っている、発信できるお母さんにはぜひ伝えたいと思っています。それ以外の人に、私たちに何ができるかというのを考えていく必要があると思います。

中澤会長：　２点ですかね。無戸籍のそういう数字がありましたら教えていただきたいということと、それから、そういう発見できていないというか、そういう方に対するフォローをどうしようとするのかということについてお願いしたいということですね。

事務局、お願いいたします。

飯島課長：　こども家庭支援課でございます。無戸籍のお子さんの数というのは、今手元に資料がないので、実際そういう数が出ているのかについても含めまして、今お答えできない状況です。

あとは、そういった方に対する支援というのは、こちらのほうからも、先ほどおっしゃっていた４－１の連携体制で、今、全庁のほうにその辺の対象児童の照会をかけているところですので、その辺ももう少し意識しながら、今後、次期計画の事業に入れられるように検討をしてまいりたいと思います。御意見ありがとうございました。

宮内課長補佐：　御意見ありがとうございます。今回、その見つけられない子どもたちをどうするかということなんですけれども、施策のほうには入ってないのですが、目標数値のほうで、スクールソーシャルワーカーの増員、こちらは学校のほうにスクールソーシャルワーカーがいますので、こちらのほうを増やしていきまして、まず、学校の中でそういう子どもたちを見つけていきたいというふうに考えております。その中で、中央区こども家庭課に設置された子ども家庭総合支援拠点は、母子健康包括支援センターとも連携しておりますので、子育てを支援している保健師のほうからも情報がここに上がってくるようになっておりますので、そういった中で、潜在的な貧困状態にある子どもたちを発見していければと考えております。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

松木委員、お願いします。

松木委員：　素朴な疑問なんですけれども、施策の展開で所管課が決まっているじゃないですか。１つの課で賄えない領域の場合でもその課に委ねられている感じがしていて、特に、これは違うだろうと思ったのは、保護者の就労支援をこども家庭支援課がやるものなのでしょうか。これは雇用推進とかそういう支援も必要になってくるため、所管課同士の連携がとてもスムーズにいくよう、責任はこども家庭支援課ということだったら全然問題ないんですが、やっぱり、縦割りになってしまうじゃないですか。そうなったときに連携して責任があるという形にできないのかや、所管課を超えるような状況とか政策を実施するときの千葉市ならではの取組があれば教えてください。

飯島課長：　こども家庭支援課です。先ほど就労支援というところで、９ページの３の（１）のいろんなところで挙げさせていただいたんですが、基本、子どもへの、ひとり親家庭の支援ということで、当課、こども家庭支援課のほうで、ひとり親家庭に支援を行っている中での支援面ということで挙げさせていただいているので所管

課はこども家庭支援課となりますが、当然、事業を行うに当たって、ほかの課、先ほどもおっしゃっていた雇用の関係ですとか、そういった部署とはある程度調整をした上で仕組みのほうをつくっていますので、あくまでも代表ということでこども家庭支援課が出ていますが、全庁を挙げて取り組んでおります。

以上です。

中澤会長：　よろしいでしょうか。

それでは、議題（４）に関しまして、まだこれからということですので、最初の案となっていますので、今日の意見などを反映していただきながら、しっかりと計画にしていただければというふうに思っております。

何かありますでしょうか。こども家庭支援課どうぞ。

飯島課長：　こども家庭支援課でございます。先ほど議題の（３）で岸委員のほうからいただいた点で、進学しないことは必ずしも貧困が原因とは限らない、こういう視点も感じるというお話をいただいたところですが、今回、進学率の表としているのは、松木委員もおっしゃっていただいたとおり、自立という点では学歴や高度な学習の支援をしていることが就職に有利になるということ、あとアンケート結果でも、貧困家庭の56％が大学進学をさせたいというような御回答があるのに対し、実際に進学させられると見込んでいる世帯が21％にとどまっている。理想と実際のところはかなり差があるというところはあるんですが、今回、目標を設置しているところでありまして、決して、進学以外が悪いだとか、そういった観点から設定した目標ではないことを理解していただきたいと思っています。

あと、松木委員から御質問いただいた点ですが、生活保護世帯の高校の中退率は令和３年度で2.5％です。現在の第１期プランの策定時には５％弱でしたので、年々減ってはいるんですが、様々なドロップアウトに対する視点が必要であるかと考えております。

次に、中卒につきましては、高校等に進学しなかった生徒が就職をしていないという場合が大半です。中には病気等の理由もありますが、小中学校の不登校からひきこもりになっている児童も多いものと考えられます。学び直しの機会といたしましては、高卒程度の認定試験の講座費用の助成に加え、令和５年度からは、公立夜間中学が開校いたしますので、本来得られるべき学びの機会を逸した子どもの支援を、引き続いて実施させていただきたいと考えております。以上、補足の説明になりました。

以上です。

中澤委員：　ありがとうございます。補足の説明でいろいろなことが理解できたと思いました。ありがとうございます。

それでは、議題（４）に関しまして、事務局案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　まだ若干時間はありますので、御意見等を反映させていただければと思います。

報告事項（１）第２期放課後子どもプランについて

中澤会長：　それでは続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項の（１）第２期放課後子どもプランについて、事務局から説明をお願いいたします。

上田放課後子ども対策担当課長：　教育委員会生涯学習振興課の放課後子ども対策担当の上田と申します。本日は放課後子どもプランについての御報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料５－１をお願いいたします。

本件につきましては、児童福祉専門分科会の所管事項では直接的にはないのですけれども、とりわけ、子どもルーム、放課後児童健全育成事業と深い関わりがございますので、この段階で一旦御報告をさせていただきたいという趣旨でございます。報告事項でございますので、資料は多くございますが、少しコンパクトに御説明させていただきたいと思います。

まず、千葉市放課後子どもプランの概要ですが、この千葉市放課後子どもプランは、１の背景と趣旨のところに２番というところがございますけれども、国のほうで、新・放課後子ども総合プランというものを策定しておりまして、これに基づいて各自治体が放課後施策に関する計画を立てているというところで、千葉市のプランはこちらになります。

３番の計画の期間を御覧いただきますと、2019年から2023年までの５年間となっております。今回は、この５年間を１年間前倒しで次のプランを策定したいと考えております。その理由は後ほど御説明させていただきます。

右側の第２章というところを御覧いただきますと、この放課後施策というのは何を指すかというところ、このプランにおいては、１の放課後子ども教室という

こと、２の子どもルームと、３の放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業、これが今アフタースクールという事業名に本格実施をもって変わっておりますが、この３本がこの放課後子どもプランの柱になる施策でございます。

それぞれの施策の内容は後ほど御説明させていただきますので、一旦、第３章というところ、次の紙を御覧いただければと思います。

基本理念、大きくは初めの２つが大変重要でして、希望する全ての児童に安全・安心な居場所を提供すること、それから２つ目に、希望する全ての児童に学びのきっかけを提供すること、この２つが理念の柱になっております。

第４章の方向性のところで何を述べているかといいますと、丸の２つ目を御覧いただきますと、一体型すなわちアフタースクールを中心とした放課後の居場所の整備を計画的に進めるとございます。

さはさりながら、次の３つ目の丸を御覧いただきますと、一体型の導入が難しい学校については、引き続き学校設備の有効活用を検討するとともにと記載はあります。つまり、一体型を中心に進めていきたいのだけれども、学校の施設の中にお子さんを全てお預かりして、安全・安心な形でお預かりするということも限界があって、導入が難しい学校がたくさんあるというプランニングになっておりまして、そこはじゃあどうするんでしょうかということが課題になっているというところでございます。今般、この課題について一定の方向性が出ましたので、１年前倒しでプランを改定させていただくということを考えております。

本当に雑な説明で恐縮なんですが、この資料については以上で、一旦、資料５－２、アフタースクールについてという資料を御覧いただければと思います。恐らく皆様はアフタースクールというもの自体をあまりお耳にされたことはないかと思いますので、こちらを少し今日は御理解いただきたいというふうに思っております。

おめくりいただきますと、２ページ目、国の動向でございますが、先ほど御紹介しました国の総合プランというもの、これは文科省と厚労省が共管している計画になりますが、ここで何が述べられているかといいますと、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に提供していくということ、それから放課後児童クラブについては待機児童を解消しますということ、それから、この一体型と言われる一体的に提供する類型のものを、１万か所とありますが、全自治体でこれを展開していくということ、それから、最後のところですが、学校施設について、

児童数がこれから減少していくことによって、余裕教室等が生じてくる傾向がございますので、これを積極的に活用すると、おおむねこういった４点のことが述べられております。

次のページをお願いいたします。

放課後児童クラブと放課後子ども教室、それぞれどういうものかというところですが、放課後児童クラブにつきましては、千葉市では子どもルームと呼ばれておりますが、厚生労働省が所管になります。こちらは、保護者が就労等により昼間家庭にいないお子さんに対して適切な遊び及び生活の場を与える事業、つまり、おおむね共働き家庭を対象とした事業で、学童保育といわれる所以でございます。

それからそれに対しまして放課後子ども教室でございますが、こちらは文科省所管になりまして、これは小学校の余裕教室等を活用しましてお子さんたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施する、その地域コミュニティの充実等を視野に入れて、お子さんに特段御家庭の御両親の就労状況等を問わず居場所を提供する、活動の場を提供するというのが放課後子ども教室、これが文科省と厚労省両方でそれぞれ提供されている、これを一体的にやってくださいというのが国のオーダーになっております。

おめくりいただきますと、千葉市の放課後施策の全体像といたしましては、先ほど御紹介いたしました千葉市放課後子どもプランに基づいて放課後の対策を推進してきておりますけれども、この表にございますように、一体型、千葉市においての一体型というのはアクタースクールという形で提供をしております。

こちらは機能が表に４つ並んでおりますけれども、ＡＳ、アフタースクールをＡＳと記載しておりますが、ＡＳとあるところの固有と書いた機能については、子どもルーム、放課後子ども教室という、従来のやり方では提供していなかった機能というものがございます。①の機能はまさに放課後児童クラブの機能、②の、つまり、御両親が共働きであろうとなかろうと、希望するお子さんは全てお預かりすることができますよというのが②の機能でございます。それから③が、アフタースクールでは体験プログラムと呼んでおりますけれども、従来の放課後子ども教室に相当するような機能、④番は千葉市特有のところでございまして、別料金を、参加費を徴収するんですけれども、習い事に相当するようなことを御提供しているという状況です。ですので、この②と④につきましてはアフタースクールにしかないという状況になります。そうしますと最後の矢印ですが、先ほど一

定の校数で限界があるというところはあったんですが、このサービスの違いというのが課題を解決できない限りは永続的に続いてしまうというような状況を抱えていたところでございます。

次のページは、アフタースクールと子どもルームを比較するような形で御紹介するものでございます。細かい説明は割愛いたしますけれども、子どもルームにつきましては今83校、174か所、１校に対する複数のルームがあるという状況です。アフタースクールは、それに対して今24校、１校につき１か所という原則でやっております。全てを学校の中で賄うということです。

設置場所のところを御覧いただきますと、上から３番目ですが、アフタースクールの※印、原則として全て校内で運営というふうになっております。

それから、対象児童のほうが先ほど申し上げましたとおり、アフタースクールのほうは昼間の部のほうにおいては希望する全てのお子さんをお受けするということになります。

それから、登録児童数は御覧のとおりですけれども、子どもルームの登録率は、24.4％でございます。これに対しまして、アフタースクールのほうは、４月の段階で33.8％、といった利用率になっております。

今、昼の部というふうに申し上げましたけれども、アフタースクールのほうは、夕方の17時までという使い方と、夜の19時までという使い方で区分がございます。それに対して、子どもルームのほうは18時までという使い方と19時までという、終わりの時間は変わらないんですけれども、区分される時間は異なっております。

利用料につきましては、子どもルームが基本料金8,500円に対しまして、アフタースクールのほうは、時間が１時間違うので、単純にそれだけで安いというわけではないんですけれども、3,500円になっております。

延長の料金は、子どもルームですと1,000円、逆に、アフタースクールのほうは、夜間２時間追加しますと5,000円かかりますというような料金体系になっています。

所管のほうが、子どもルームはこども未来局、アフタースクールは教育委員会という状況でございます。

次のページをお願いいたします。

このアフタースクールでございますが、令和２年度から本格実施という形になりまして、年に６校ずつ拡充を進めてまいりました。現行のプランにおきまして

は、これが導入できる学校を40校程度というふうに見込んでおります。千葉市の小学校は今の時点で108校ございますので、そのうちの40校と見込んでいたということでございます。しかしながら、このたび導入の条件を見直しまして、改めてシミュレーションを行いましたところ、学校施設を有効かつ積極的に活用するということと、また、運用を工夫することで導入可能な学校を大幅に増やすことができる見通しが立ちました。そこで、近隣のマンション開発等で児童数があまりにも多いところを除いて、導入が困難な一部の学校を除く全校への導入を目指すという方向性を出しております。令和５年度につきましては今まで６校だったところを10校拡充するということになってございます。この下線のところが、このたびの大きな状況の変化であります。

次の７ページでございますが、アフタースクール利用者の評価というのはこの６月に行った実態調査等で確認いたしますと、楽しく通っているかどうか、安全・安心な居場所かどうか、保護者として満足しているかどうか、そういったところを、おおむね８割以上の高評価をいただいており、おおむね良好な評価はいただいているのだろうと理解をしております。

それから、利用率を御覧いただきますと、学年ごとに見ると、アフタースクールのほうは、１年生、２年生、３年生を御覧いただくと、かなりの割合の方が使っていただいているという状況です。子どもルームのほうは、御両親が働いていらっしゃる方が原則になりますので、利用率はアフタースクールより低くなるのは当然のことということでございます。

最後の８ページは、放課後子ども教室が今どういう状況かということを述べたページでございます。この放課後子ども教室は、地域のボランティアの方を主体としまして、学校ごとに委員会をつくっていただいて、その委員会が事業を展開していただくという形を取っております。しかしながら、やはり、共働き家庭の増加ですとか、地域の高齢化が進みまして、実行委員会で協力者の担い手等を確保することがかなり困難な状況でございます。全般的に活動も低調になってしまいがちです。現在順調な実行委員会さんにおきましても、やはり、今やっていただける方がボランティアで次の方がいらっしゃるかというとなかなかそうはいかない状況です。数字的には御覧のとおり、令和２年、３年については、コロナの影響もあってかなり年間で６日間とか８日間とか、そういった提供回数になっています。また、やはり学校間の格差というのも、ボランティアの方の熱意と能力

といろいろな事情がありまして、最も多いところは年間60回、最も少ないところは１回というような形になってしまったりということがございます。先ほど申し上げましたとおり、コロナの影響がございまして、令和２年度、３年度はかなり低調になってしまいました。残念なことに、90校中30校が１回も活動できなかったという状況もございました。

こういった状況がございまして、実行委員会さんがなかなか事業をすることが難しい場合は、学校のほうで例えば教頭先生がその役割を肩代わりするような状況にもなっていたりする状況でございます。

今のがアフタースクールと放課後子ども教室の概況でございます。

資料４－３として、アフタースクールの一覧、令和５年４月時点の一覧をお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。基本的には民間事業者に委託をして実施しております。

最後に、資料５－４でございますけれども、第２期の放課後子どもプランについてでございますが、こちらも詳細な御説明はここでは避けますけれども、基本的に、理念自体は第１期のプランをおおむね継承する形で考えてございます。希望する全ての児童に安全・安心な居場所、希望する全ての児童に放課後における多様な体験活動を提供する、これが柱になります。そして学校を有効活用するということです。

２番目の対象施策の範囲を今と同じ範囲を考えてございます。基本的には、アフタースクール、放課後子ども教室、子どもルーム、この３本が柱になりまして、その他の居場所として、学校以外の多様な居場所についても言及をいたしております。

３番の計画期間でございますが、先ほど申し上げましたとおり、１年、本来の期間を前倒しをして、令和５年４月スタートにしようと考えております。

おめくりいただきまして、位置づけは割愛させていただきまして、恐縮でございます。５番の放課後の施策体系に関する基本的な考え方のところ、これは繰り返しの部分もございますが、１つに、放課後の安全・安心な居場所に対するニーズですとか、利用者からの評価を踏まえまして、アフタースクールを中心に据えて、本市の子ども施策を改めて整理させていただきたいと考えております。このため、物理的に導入が困難な一部の学校を除きまして、全校にアフタースクールを導入することを目指して、拡充を加速するとともに、令和14年度までの具体的

な導入計画、どの学校に何年度にアフタースクールを導入していくのかを計画としてお示しする予定でございます。

それから、拡充に当たりましては、先に実施いたしました実態調査の結果を踏まえまして、アフタースクールの各機能を検証いたしまして、必要な改善を図ってまいりたいと考えております。

こちらは資料５－５として別紙を御用意しておりますが、今日は御説明は割愛させていただきますけれども、アフタースクール、子どもルームに対するそれぞれ保護者やお子さんからの評価がどうであったかを調べております。

最後に、導入校とそれ以外の学校とのサービスの異なる点がございますので、物理的に移行が困難なところですとか、時間を要するところに関しましては、その差異を縮小するための何らかの措置を講ずることを検討してまいります。

スケジュールでございますけれども、来年２月にパブリックコメントをさせていただきまして、３月にこの審議会でもその結果を御報告の上で、教育委員会の議決をもって策定ということになります。

７番、プランのアウトラインも、今日は御説明を割愛させていただきます。

雑駁な御説明で大変恐縮でございますが、報告事項としてお伝えさせていただきたいことでございます。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。何か御質問などございますでしょうか。

矢澤委員、お願いいたします。

矢澤委員：　多くの子どもルームの実態を把握している社会福祉協議会として一言意見を述べさせていただきたいと存じます。

先ほど、アフタースクールについて、満足度が高いということをおっしゃられておりましたけれども、子どもルームの指導員のほうも考えておりまして、資料の５－５になるんですかね、アフタースクールと子どもルームの比較がされていて、ほぼほぼ遜色がない、報告によってはより効果が強いということがあるということをこの場を借りて確認をさせていただきたいと存じます。その上で、この３つの制度が併存していくことも、必要とされていることと、先ほどサービスに少々の差異があるという面で、市として何らかの対応をしていかなければならないという動きは一定程度理解はしているところです。

ただ、スピード感だったり、機能面が拡充しているということで、様々な課題

が生じると認識をいたしておりますので、課題の共通認識を図った上で、連携して進めていただきたいと考えますけれどもいかがか、ということをお考えをいただきたいと思います。

中澤会長：　事務局、お願いします。

上田放課後子ども対策担当課長：　ありがとうございます。まず、御指摘の保護者の皆様、お子さんの皆様の評価について、御紹介が漏れておりましたので、御紹介させていただきます。資料５－５の５ページを御覧いただければと思います。

お子さんは、アフタースクール、子どもルームに楽しく通っていますかという御質問、それぞれアフタースクールの学校と子どもルームの学校にお聞きしたものの結果でございますが、その肯定的な評価というのは下線で囲ったところにありますけれども、おおむねアフタースクールも子どもルームも同等の評価をいただけているものと考えておりますし、次のページ、子どもルーム、アフタースクールは安全・安心な居場所であると思うかというところ、ここにつきましては、矢澤委員からも御指摘がありましたとおり、やや子どもルームが上回っているというふうに評価をすることもできようかと思います。ただいずれも９割の肯定的な御回答は超えていますので、私ども、一定の評価はいただけたと思ってはおりますが、引き続きその安全・安心というところについては、子どもルームで築いていただいたものをアフタースクールにきちんと継承をしていくと、非常に大事なことだと思いますので、よく連携をさせていただいて、対応したいというふうに考えております。

以上です。

中澤会長：　その他いかがでしょうか。何年か前は保育所の待機が大変で、保育所を増やすということが大いにされましたね。そのときに、小学校に上がってからどうするんだという話があって、今、子どもルームの話とかあったんですけれども、やはり、教育の現場の話でもあるし、やっぱり、教育委員会とも話ができないとねという話をこの際していたように思うんですね。今回、教育委員会の方に来ていただいたことで、こども未来局と、それから教育委員会との連携がこれからもっともっと大事になっていくと思いますが、今日、それぞれ話ができていてひとつよかったかなと私個人的には思っております。千葉市の中で、そういう子どもを中心に連携がもっと進んでいくところができているのかなと思いました。

あとはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告事項は終わりにしたいと存じます。

４　その他

中澤会長：　その他に移りますけれども、何か事務局のほうからございますでしょうか。お願いします。

宮葉課長：　こども企画課でございます。次回の開催予定についてでございますけれども、来年の３月頃を予定してございます。日程につきましては改めて調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

最後に、委員の方々、全体を通してここで言っておきたいとか、何かありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですかね。今日はしっかり資料を持ち帰って、もう一回読み直しながら、また事務局の方に伝えていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、特にないようですので、予定していた議題等は以上で終了となります。円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。

安藤主査：　それでは、以上をもちまして令和４年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上